

第2章 防災組織

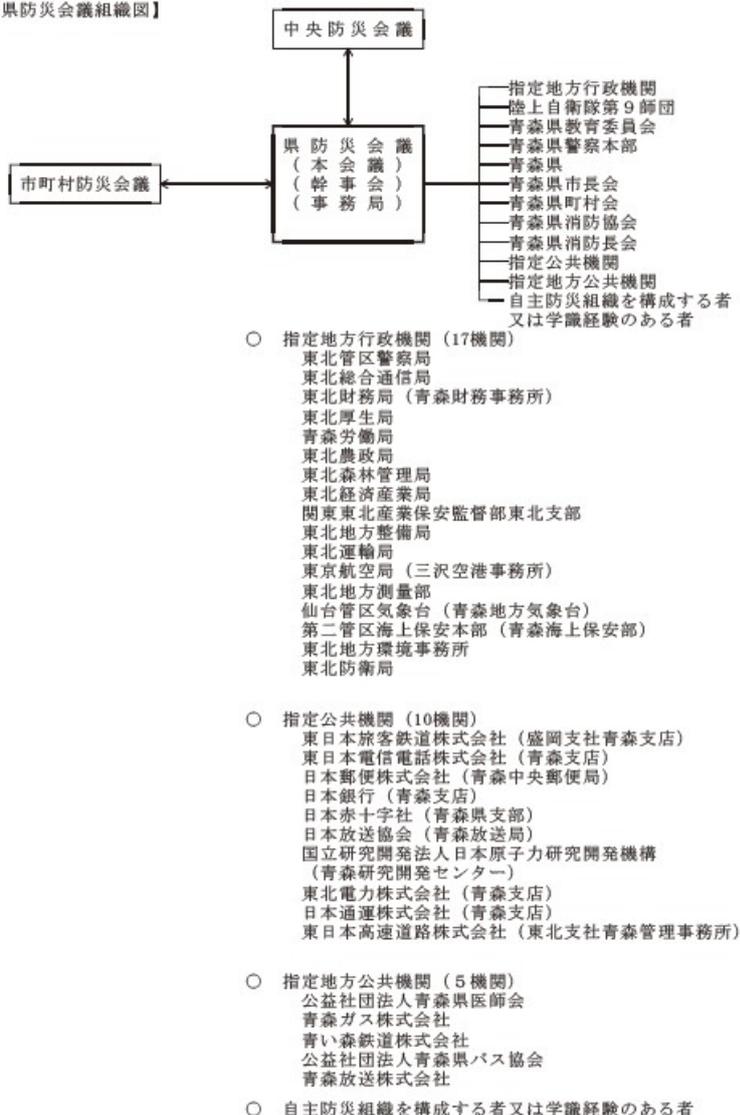
総合的な防災対策の実施に万全を期するため、県及び防災関係機関における防災組織、体制、所要要員の配備動員等は以下のとおりとする。

第1節 県防災会議

県防災会議は、県の地域内に係る防災に関し、指定地方行政機関、県、市町村等防災関係機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等を通じる総合的かつ計画的な実施を図るため、県地域防災計画(地震・津波災害対策編)を作成し、その実施を推進するとともに、防災に関する重要事項の審議、関係機関相互の連絡調整並びに市町村防災会議に対し、勧告等を行う。

1 県防災会議は、会長である知事と次に掲げる機関の長またはその指名する職員等(委員)をもって組織する

【県防災会議組織図】



2 県防災会議に部会、幹事会、事務局を置く

(1) 部会

本会議に係る事項が専門的な調査等を要する場合、会長が指名する委員及び専門委員をもって構成する。

(2) 幹事会

本会議に付議すべき事項等について検討させるため、委員の属する機関の職員のうちから会長が任命した幹事により構成する。

(3) 事務局

防災会議の事務を処理するため、県危機管理局防災危機管理課員をもって充てる。

(資 料)

- 青森県附属機関に関する条例 (資料編2-1-1)
- 青森県防災会議地震部会設置要綱 (資料編2-1-2)
- 青森県防災会議運営要綱 (資料編2-1-3)
- 青森県防災会議委員・幹事等 (資料編2-1-4)
- 青森県防災会議幹事会の議長となる者及び順位 (資料編2-1-5)

第2節 配備態勢

県の地域内において地震・津波等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の配備態勢は次のとおりとする。

態勢 略号	準備態勢		警戒態勢		非常態勢
	1号	2号-1	2号-2		3号
概要	災害情報等の収集・共有を実施し、状況により警戒態勢に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて警戒態勢2号-2に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢に円滑に移行できる態勢		大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁的に応急対策を実施する態勢
配備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれかの気象注意報等が発表された場合 <ul style="list-style-type: none"> ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③高潮注意報 ④強風注意報 ⑤大雪注意報 ⑥風雪注意報 ⑦電着注意情報 ・ 震度4の地震が観測された場合 ・ 知事が指示したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれかの気象警報が発表された場合 <ul style="list-style-type: none"> ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 ④高潮警報 ⑤大雪警報（概ね1m以上） ⑥暴風雪警報 ・ 指定河川洪水予報の予報区域で、避難判断水位に到達した場合 ・ 水位周知河川で、避難判断水位に到達した場合 ・ 夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合 ・ 岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル2が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ・ 指定河川洪水予報の予報区域で、氾濫危険水位に到達した場合 ・ 水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合 ・ 気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続くと予想される場合 ・ 記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・ 他都道府県において特別警報が発表された台風又は前線が本県又は近傍を通過すると予想される場合 ・ 前記に該当しない場合で、県の地域内で甚大な被害が発生することが想定される場合（複数市町村で、災害対策本部等が設置された場合等） ・ 岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象の特別警報が発表された場合 ・ 岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル4が発表された場合、又は噴火警戒レベルに関わらず被害が発生した場合 ・ 震度6弱以上の地震が観測された場合 ・ 津波警報又は大津波警報が発表された場合 ・ 県内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で知事が必要と認める場合
設置する組織	—	災害情報連絡室	災害警戒本部 配備基準に該当する地方支部（危機管理局長が決定）		災害対策本部 配備基準に該当する地方支部（知事が決定）
配備決定者	防災危機管理課長	防災危機管理課長	危機管理局長 危機管理局長		知事 知事
態勢責任者	防災危機管理課 危機管理対策GM	防災危機管理課長	災害警戒本部長（危機管理局長） 災害警戒本部地方支部長（地域県民局地域連携部長）		本部長（知事） 支部長（県民局長）

※下段は地方支部が設置される場合

第3節 県災害対策本部

県の地域内において地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、県及び防災関係機関は、それぞれ災害対策本部等を設置し、緊密な連絡、協力のもとに、災害予防対策及び災害応急対策(以下「災害対策」という。)を実施する。

なお、防災関係機関において、災害対策本部等を設置したときは、県災害対策本部に報告するものとする。

県の地域内に地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがあるため、応急措置を円滑かつ的確に講じる必要があると認めるときは、知事は県災害対策本部を設置し、県防災会議と緊密な連絡のもとに、災害対策を実施するものとする。

県災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成及び実施、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整等を図るものとする。

なお、県災害対策本部が設置されたときは、他の法令等に基づき、他に設置されている「青森県保健医療調整本部」、「青森県水防本部」、「県教育庁の災害対策組織」、「県警察本部の災害対策組織」等を、それぞれ災害対策本部の健康福祉部、県土整備部、教育部、警察部等として組織の一体化を図る。

また、消防応援活動調整本部、国の「非常災害現地対策本部」等が設置されたときは、これらの本部等と連携を図る。

1 組織

(1) 県災害対策本部において、次の者をもって構成する本部会議を必要に応じ開催する。

本	部	長	知	事
副	本	部	副	知
統	括	本	統	括
		部	調	整
		員	部	長
			(危
			機	管
			理	局
			長)	
本	務	部	長	長
部	企	策	部	長
	画	活	部	長
	環	社	部	長
	境	働	部	長
	康	産	部	長
	工	備	部	長
	農	局	長	長
	林	戦	略	局
	土	略	局	長
	整	局	長	長
	備	局	長	長
	部	局	長	長
	観	局	長	長
	光	局	長	長
	ネ	局	長	長
	ル	局	長	長
	ギ	局	長	長
	一	局	長	長
	納	局	長	長
	育	局	長	長
	本	局	長	長
	部	局	長	長
	警	局	長	長
	察	局	長	長
	本	局	長	長
	部	局	長	長

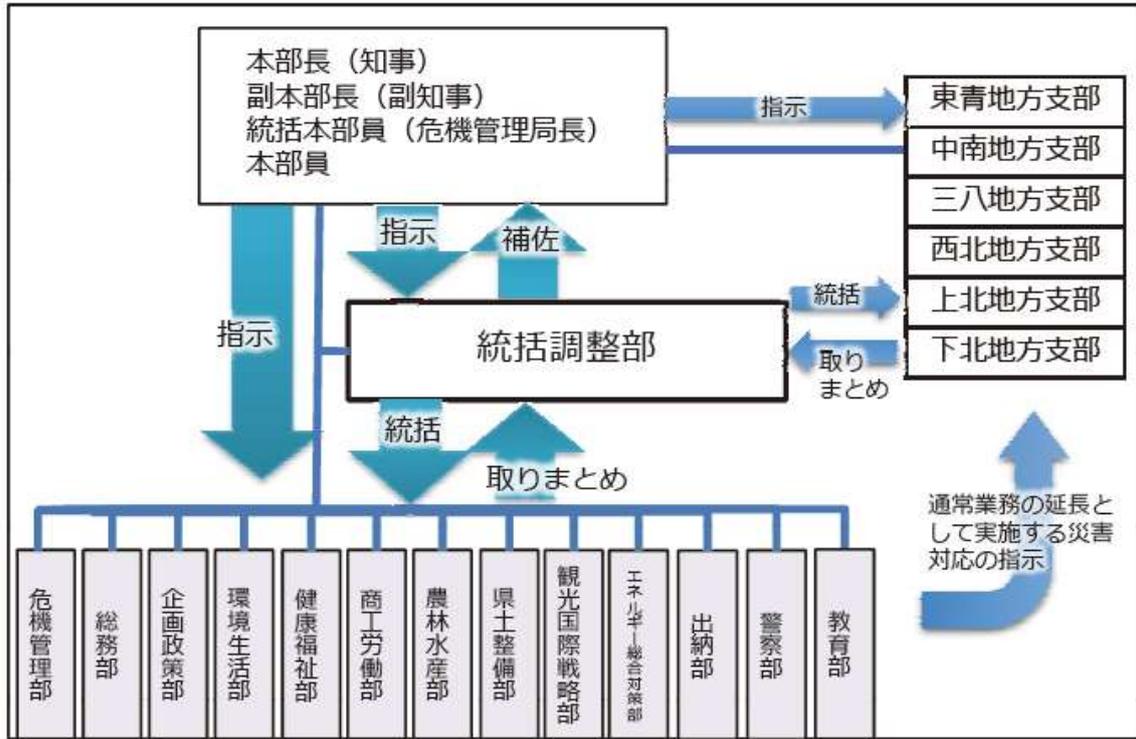
※災害対策本部長に事故があるときは災害対策副本部長がその職務を代理する。

(2) 県災害対策本部に次の表の左欄に掲げる部を置き、右欄の者をその部長として充てる。

部 名	職 名
統 括 調 整 部	危 機 管 理 局 長
総 務 部	総 務 部 長
企 画 政 策 部	企 画 政 策 部 長
環 境 生 活 部	環 境 生 活 部 長
健 康 福 祉 部	健 康 福 祉 部 長
商 工 労 働 部	商 工 労 働 部 長
農 林 水 産 部	農 林 水 産 部 長
県 土 整 備 部	県 土 整 備 部 長
危 機 管 理 部	危 機 管 理 局 長
観 光 国 際 戦 略 部	観 光 国 際 戦 略 局 長
エ ネ ル ギ ー 総 合 対 策 部	エ ネ ル ギ ー 総 合 対 策 局 長
出 納 部	出 納 局 長
教 育 部	教 育 長
警 察 部	警 察 本 部 長

- (3) 県災害対策本部の部に班を置き、各部局の課長をその班長として充てる。
- (4) 統括調整部に災害対策対応全般を統制するため、統括班、情報班、対策班、受援班、総務班、広報班、原子力班を置き、県災害対策本部に常駐する。各班の業務は別に定める「青森県災害対策本部運営マニュアル」による。
- (5) 統括調整部に各部の災害情報連絡員を置き、各部局等主管課(危機管理局を除く。)及び会計管理課の長がその所属の職員のうちから災害情報連絡員を指名するものとする。
- (6) 県災害対策本部に、地域県民局の管轄区域ごとに本部の事務を分掌させるため必要に応じ支部を置き、地域県民局長をその支部長として充てる。
- (7) 災害が局地的である場合等には、必要に応じ現地災害対策本部を置き、副本部長又は本部員のうちから副本部長が指名する者を現地災害対策副本部長として充てる。この場合、支部は現地災害対策副本部長の指揮下に入る。

青森県災害対策本部・支部の組織図(概要)



2 運 営

(1) 体 制

ア 本部会議

本部長は、県の災害対策を推進するため、本部長、副本部長及び本部員等で構成する本部会議を必要に応じて開催し、災害対策の総合的基本方針の決定等を行う。

イ 部

部は、本庁における災害対策活動組織として、本部会議で決定した方針に基づき災害対策業務を実施する。また、各部ごとにあらかじめ災害対策本部運営マニュアル(以下「各部のマニュアル」という。)を定め、必要に応じて見直すこととする。

ウ 班

班は、部の災害対策業務を迅速かつ的確に実施する。また、各部のマニュアルを踏まえ、必要に応じて各班ごとにあらかじめ対応マニュアルを定め、必要に応じて見直すこととする。

エ 航空機の運用調整

防災関係機関所属の航空機の安全運航と効率的な運用に資することを目的として、県災害対策本部内に対策班航空機運用調整チームを置く。

オ 災害情報連絡員等

(ア) 各部の災害情報連絡員

部内の災害対策業務についての連絡調整及び本部長の命令、指示、伝達等を部内に周知徹底する。

(イ) 市町村に派遣する情報連絡員(リエゾン)

震度6弱以上の地震が発生した場合等に、関係する市町村の被害状況等を把握するため、本部長は、支部及び県災害対策本部から情報連絡員(リエゾン)を関係市町村災害対策本部等に派遣する。リエゾン派遣の基準、役割については、別に定める「青森県災害対策本部運営マニュアル」による。

カ 支部

支部は、災害現地における災害対策活動組織として、本部長の命を受けて所管区域の市町村と緊密に連絡し、災害対策業務を実施する。

キ 支部連絡会議

支部長は、本部長の命を受けた災害対策業務を円滑かつ的確に実施するため、支部長及び支部員で構成する支部連絡会議を開催し、災害対策業務について連絡調整を図る。

ク 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、災害現地において、災害対策業務を効果的に実施する。

現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから知事が指名する。

現地災害対策本部長は、災害対策本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(2) 防災関係機関等との連携

ア 大規模災害等における国、防災関係機関等との連携

大規模災害時における初動期(概ね発災後 72 時間)の消火、救出、救助、救護活動等を迅速かつ的確に行うため、防災関係機関等(DMAT、警察、消防、自衛隊、海上保安部、国土交通省等)は相互に連携するものとし、別に定める青森県大規模災害時救助活動連携マニュアルにより、人命救助を最優先に人的・物的資源を最大限に活用するものとする。

イ 国、防災関係機関等からの情報連絡員の派遣

県災害対策本部には、自衛隊、海上保安部、国土交通省、東日本旅客鉄道株式会社、東日本電信電話株式会社、日本赤十字社、東北電力株式会社等の国、防災関係機関等の情報連絡員の派遣を求めることができる。

また、国、防災関係機関等の情報連絡員は、必要に応じて、県災害対策本部会議に参画するものとする。

ウ 消防応援活動調整本部

緊急消防援助隊が出動した場合、消防組織法第 44 条の2に基づき、消防応援活動調整本部(本部長は知事、副本部長は消防保安課長及び本県に出動した指揮支援部隊長)を設置し、消防の応援等の総合調整を行うものとする。なお、詳細は「青森県緊急消防援助隊受援計画」による。

エ 国の現地対策本部等との連携

国の現地対策本部が設置された場合等において、情報共有の支援と状況認識の統一を図るため、必要に応じて情報連絡員を派遣するとともに、合同会議、連絡会議、調整会議及び現地作業調整会議等を通じ、密接な連携を確保するものとする。

3 設置、廃止及び通知、公表

県災害対策本部は、次の基準により設置又は廃止する。

(1) 設置基準

第2章2節「配備態勢」の表中非常態勢の項に定めるとおり。

(2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき。

(3) 設置及び廃止時の通知、公表

ア 県災害対策本部を設置したときは、速やかに次の区分により通知及び公表をするとともに、災害対策本部の表示を、災害対策本部を設置した庁舎の正面玄関及び災害対策本部設置場所に掲示するものとする。

通知及び公表先	主な伝達方法	備考
各本部員及び班長、庁内一般	庁内放送、電話	
支部（災害地域を管轄する支部）	電話、青森県防災情報ネットワーク	
市町村（災害発生地）	電話、青森県防災情報ネットワーク	
防災会議委員	電話	県内所在の機関のみ
総務省消防庁、必要に応じその他関係省庁	電話、無線	無線は消防庁
東京事務所	電話	
報道機関	電話、プレスリリース	
住民一般	報道機関経由、ホームページ	

イ 県災害対策本部を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。

4 県職員の動員

県災害対策本部が設置された場合は、全職員が登庁して対処する。ただし、災害状況により、部長の指示により動員の規模を縮小できる。

なお、各部局においては、それぞれの部局内の職員の動員方法等を各部のマニュアルにあらかじめ定めておくものとする。

(資料)

- 青森県災害対策本部条例 (資料編2-3-1)
- 青森県災害対策本部に関する規則 (資料編2-3-2)
- 青森県災害対策本部の班に関する規程 (資料編2-3-3)
- 青森県教育庁の災害対策に関する事務の分担 (資料編2-3-4)
- 青森県警察本部の災害対策に関する事務の分担 (資料編2-3-5)
- 日赤県支部救護本部組織 (資料編2-3-7)
- 気象予警報等の種類別伝達先 (資料編4-1-1)

第4節 県災害対策本部に準じた組織

県災害対策本部が設置される前及び県災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、津波注意報等の発表状況及び地震による被害の状況等によって、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合等は、以下により対処する。

1 県災害警戒本部（警戒態勢2号－2）

(1) 体制

- ア 危機管理局長を本部長、危機管理局次長を副本部長、各部局の主管課長等で構成する県災害警戒本部を設置する。
- イ 県災害警戒本部に事務局を置き、事務局長は防災危機管理課長とする。
- ウ 県災害警戒本部の事務局は、県災害対策本部の統括調整部の編成に準じる。ただし、配備する職員の範囲は災害の状況に応じて随時定める。

(2) 運営

県災害対策本部の運営に準じる。

(3) 支部

災害の状況に応じて、地域県民局地域連携部長を地方支部長とする県災害警戒地方支部を設置する。支部の設置は、危機管理局長が決定する。

なお、地方支部の運営については、県災害対策本部地方支部の運営に準じる。

(4) 設置、廃止及び通知、公表

県災害警戒本部は、次の基準により設置し、又は廃止する。

ア 設置基準

第2章2節「配備態勢」の表中警戒体制(2号－2)の項に定めるとおり。

イ 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき。

ウ 設置及び廃止時の通知、公表

(ア) 県災害警戒本部を設置したときは、必要に応じ通知及び公表をする。

(イ) 県災害警戒本部を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。

(5) 県職員の動員

県災害警戒本部が設置された場合は、危機管理局の指定職員が登庁して対処する。

なお、各部局においては、各部のマニュアルに基づき関係課長、関係職員及び各部の災害情報連絡員が登庁して対処する。

2 県災害情報連絡室（警戒態勢2号－1）

(1) 体制

ア 防災危機管理課長を室長とし、各部の災害情報連絡員で構成する県災害情報連絡室を設置する。

イ 県災害情報連絡室の勤務体制は各課の執務室を基本とする。

(2) 運営

災害情報等の収集・共有、応急対策を実施する。

(3) 設置、廃止及び通知、公表

県災害情報連絡室は、次の基準により設置し、又は廃止する。

ア 設置基準

第2章2節「配備態勢」の表中警戒体制(2号—1)の項に定めるとおり。

イ 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき。

(4) 県職員の動員

防災危機管理課及び消防保安課の一部職員、各部の災害情報連絡員、各部のマニュアルに基づき関係課の職員が登庁して対処する。

(資料)

- 青森県災害対策本部条例 (資料編2-3-1)
- 青森県災害対策本部に関する規則 (資料編2-3-2)
- 青森県災害対策本部の班に関する規程 (資料編2-3-3)
- 青森県教育庁の災害対策に関する事務の分担 (資料編2-3-4)
- 青森県警察本部の災害対策に関する事務の分担 (資料編2-3-5)
- 日赤県支部災害対策本部組織 (資料編2-3-7)

第5節 市町村及び防災関係機関の災害対策組織

市町村及び防災関係機関は、気象予報・警報、水防指令等の発令状況及び被害の状況等によって、災害対策組織を設置して対処するものとする。

1 市町村

(1) 災害対策組織

市町村における災害応急対策のための組織については、それぞれの市町村地域防災計画による。

なお、市町村地域防災計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 災害対策本部の組織、編成
- イ 災害対策本部の各部、各班の所掌事務

(2) 職員の配備基準及び動員

市町村の職員の配備基準及び動員については、それぞれの市町村地域防災計画による。

なお、市町村地域防災計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 配備基準
- イ 動員の方法
- ウ 各部、班別の動員可能者数

2 防災関係機関

(1) 災害対策組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関における災害応急対策のための組織、事務分掌等については、防災業務計画等に基づき、それぞれの定めるところによる。

(2) 職員の配備基準及び動員

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の職員の配備基準及び動員については、防災業務計画等に基づき、それぞれの定めるところによる。